

ハイデッガー『存在と時間』における「非本来性」の概念

丸山文隆(東京大学)

マルティン・ハイデッガーの前期の主著『存在と時間』(1927年)には、解釈上争いのあるポイントがいくつか知られているが、その一つは、「本来性」と「非本来性」の区別である。

日常的なわれわれ現存在は「非本来的」な在り方をしているが、本書はそこから脱して「本来的」に存在する仕方を示しているのだ、というストーリーを、彼の叙述は示しているようにみえる。しかしハイデッガーは、本来性と非本来性と相並んで、「両者の無差別」ということについても語っている。「しかし存在可能は、私の存在可能として、本来性または非本来性ないしこれら両者の様態的無差別に対して自由に開かれている(frei für Eigentlichkeit oder Uneigentlichkeit oder die modale Indifferenz ihrer)。」(Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, Niemeyer, 18te Aufl., 2001, S. 232)ここで、おそらくこの「無差別」は「非本来性」の或る種の言い換えとして並べられているに違いない。なぜなら、もしここで、彼が、「本来性」、「非本来性」、「無差別」という三つの選択肢をまったく同等に並べたかったならば、彼は「本来性、非本来性またはこれら両者の無差別(Eigentlichkeit, Uneigentlichkeit oder die Indifferenz ihrer)」といった表現を選んでいただろうからである。多くの解釈者たちはこのように考えるが、今度は「非本来性」がなぜ、どのかぎりにおいて「本来性と非本来性の様態的無差別」と言い換えられてよいのか、という疑問が生じる。自然な解釈は、われわれは通常非本来的な仕方では存在しているのだが、とりたててそのことを意識的に選択したわけではないため、われわれのこうした在り方は「無差別」と呼ばれてよい、といったものであろう。

しかしそれでは、無自覚に非本来的に存在していた現存在が、あらためて本来性と非本来性との選択を迫られた際に、敢えて本来性ではなく、非本来性を選択するということが、果たしてありうるのだろうか。こうした問いに対し、少なからぬ論者はわれわれが「非本来性へと決意することもでき得る」はずだと主張している(渡辺二郎、『ハイデッガーの実存思想』、勁草書房、第二版、1974年、500頁)。たしかに、そうした決意の可能性が存していると考えた方が自然ではある。なんとなれば、もしわれわれが本来性と非本来性の二つの選択肢ではなく、本来性という片方の選択肢のみを選択しうるのなら、それは「自由」な選択とは到底言えないようにみえるからである。それにもかかわらず、ハイデッガーはそうした非本来性への決意についてまったく述べてはいない。

以上のことをふまえてわれわれは、本発表において、『存在と時間』において、現存在が本来性の可能性へと開かれているという場合に、それが実際には本来性をのみ選択しうるのことであって非本来性を選択しえないような選択であるとすれば、それはどのような選択であるのか、と問うべきであるように思われる。

既に幾度も指摘されているとおり、『存在と時間』における決意性の議論は、道徳性に関するイマヌエル・カントの議論を引き継いでいる。したがって、ここでわれわれはカントの議論を参照することによって、上の問題に応答することができるかもしれない。実際、クリスチン・コースガードがカントの道徳哲学を敷衍して述べていることは、上で提示したわれわれの仮説とよく似ている。「[...]実際には、道徳性と自己愛という二つの選択肢が同等に

あるわけではない。[...]自発的意志は、定言命法をおのれの原理にすることのために何らのアクションをも要求されない—なぜなら定言命法はすでに意志の原理なのだから。自己愛の格率を採用することは自発性の立場を捨て去ることであり、或るアクションを必要とする。そしてこのアクションのためにはいかなる理由も存在しえない。だから、二つの選択肢が同等でないというばかりでなく、道徳性よりも自己愛を選択するということは理解しえない。」(Ch. Korsgaard, *Creating the Kingdom of Ends*, Cambridge University Press, 1996, p. 166f.)カントにおける主体は、常に二つの可能性へと開かれているのだが、それは、おのれを自発的な意志として理解するか、それとも自然因果性の一部として理解するか、という選択肢なのであって、自発的意志としての主体の原理は道徳法則であり、自然法則としての主体の原理は自己愛である。そして、ここで、二つの選択肢がまさに選択の自由に関わる二者であるがゆえに、この両者は対等なものではありえない。すなわち、おのれを選択の主体として理解しているならば、主体はそうした自由な主体としての地位を—何の理由もなく—放棄することを意志するのではないかぎり、自己愛を選択することができないのである。

このような非対称的な関係が、ハイデッガーの本来性と非本来性とのあいだにも成り立っていると考えるならば、どのようなことになるだろうか。その場合、本来性は何らか自由に関係することであるに違いない。すなわち、カントにおいては『純粹理性批判』第三アンチノミーの議論を背景に、自己愛は、自然因果性の必然的連鎖に組み込まれたかぎりにおけるわれわれの行為の原理として理解されていたのに対し、道徳法則は、われわれのそうした行為が、同時に叡智的な自由の因果性の帰結としてみなされた際の原理であった。この構図と何らか並行的に、ハイデッガーにおいてもまた、本来性とは自由な自己の可能性であり、非本来性とは、われわれが「世人(das Man)」の支配に従属して自由に行わしめないものとしておのれを見出す際の可能性であるということになるだろう。すると、コースガードがカント的主体について述べていたのと同様に、ハイデッガー的現存在としてのわれわれもまた、おのれを世人の支配から自由なものとして理解するという可能性に対して開かれているのだが、その際「非本来性へと決意することも同様に見える、とはもはや言うべきではないのであって、なぜなら、非本来性とは「選択を選ぶこと(Wählen der Wahl)」(Heidegger, *Sein und Zeit*, S. 268)をいまだ為しえていない際のわれわれの可能性だからである。

われわれの解釈においては、このように、本来性と非本来性は選択と自由に関わる概念として位置づけられることになる。ここで決定的なのは選ぶことと選ばないこととのあいだの選択である。われわれは選ぶものとして自らを理解することができる。そして、そうした選択から振り返ったならば、選ぶことを選ぶ以前の自身は選ばないことを選んでいったかのようであり、その意味で非本来的であったのだが、しかし実際はそこにいかなる選択肢もなかったのだ、その意味ではこの非本来性は無差別と呼ばれることもできるのである。